

「新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の概要

名称	荻川地区地区計画	
地区の区分	A地区	B地区
建築物の用途の制限	————	<p>建築してはならない建築物</p> <p>(1) 法別表第2(い)項第1号に掲げるもの(幅員 16 mの道路に面する敷地に限る。)</p> <p>(2) 法別表第2(い)項第5号に掲げるもの</p> <p>(3) 法別表第2(を)項第5号に掲げるもの</p> <p>(4) 法別表第2(わ)項第6号に掲げるもの</p>
壁面の位置の制限	<p>隣地境界線からは1m, 道路境界線からは 1.5m。</p> <p>ただし、軒の高さが3m以下の自動車車庫(物置を含む。)は、この限りでない。</p>	
建築物の高さの制限 (この欄中該当する区域に指示あるものを除き、地盤面からの高さによる)	13mを超えてはならない。	————
垣又は柵の構造、高さ、形状又は材料の制限(高さは道路面からの高さによる)	<p>垣又は柵の構造は、道路に面するものにあつては生垣とし、隣地境界線に面するものにあつては生垣又は高さ 1.2m以下のフェンスで透視が可能な形状のものとする。</p> <p>ただし、門柱、門扉その他これに類するものは、この限りでない。(*1)</p>	
盛土の高さの制限 (高さは前面道路からの高さによる)	<p>0.5m未満。</p> <p>ただし、築山等はこの限りでない。</p>	

※用語の説明…建築基準法は「法」、建築基準法施行令は「令」という。

※地区計画条例による制限の内容の詳細については、建築行政課へお問い合わせください。

お問い合わせ先：新潟市役所 建築行政課 電話:025-226-2849(直通)

\*1は、条例第8条に定められている規定です。